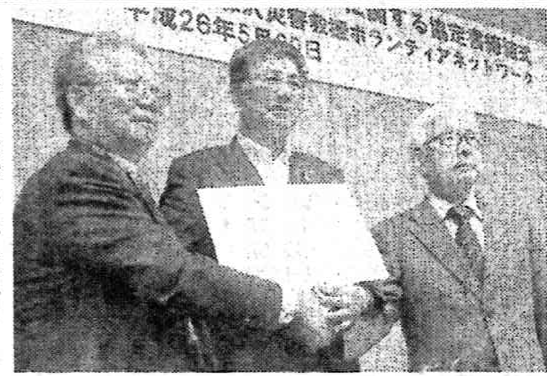


# ボランティアセンター設置 役割分担で協定書

藤沢市と市社会福祉協議会、NPO法人「藤沢災害救援ボランティアネットワーク」は30日、大規模災害発生時に全国からのボランティアを受け入れる「災害救援ボランティアセンター」に関する協定を結んだ。設置の際の役割分担を整理して明文化し、迅速な支援と復旧に結び付ける狙い。

協定書によると、大規模災害発生時、市がまず「災害救援ボランティア支援センター」を設置。資機材の調達など開設に向けた下準備に当たる。センターはその後、FSVネットが主体

となつて運営。市社協も資金管理や関係機関との調整などに主に総務面でサポートする。



協定を結び、手を取り合う鈴木市長(中央)ら  
藤沢市役所

救援ボランティア拠点設置で協定書  
藤沢市と社協など  
藤沢市は30日、大規模災害発生時に各地から訪れるボランティアがスムーズに活動できるように、市社会福祉協議会やNPO法人「藤沢災害救援ボランティアネットワーク」(FSVネット)と拠点組織の「市災害救援ボランティアセンター」の設置に向けた協定書を結んだ。

三者で役割分担を明確にし、迅速に対応できるようにするのが目的。協定書によると、市は災害対策本部の下

藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定書  
藤沢市・藤沢市社会福祉協議会・藤沢災害救援ボランティア  
平成26年5月30日



藤沢市災害救援ボランティアセンターの協定書を結んだ(左から)森井康夫・FSVネット理事長、鈴木恒夫市長、加藤正美・市社協会長—藤沢市役所で

にボランティアの支援センターを設置し、市社協とFSVネットがつくる災害救援ボランティアセンターに必要な資機材などを提供する。市社協は市との連絡や資金管理を任務、FSVネットがボ

ランティアの支援や現地派遣の調整などを担当する。FSVネットは2003年に設立され、市内各地のボランティアグループと連携を図ったり、東日本大震災被災地でのボランティア活動に取り組むなどし

市役所で行われた調印式で、鈴木恒夫市長は「協定はとても意義深く、これからも市民・団体とのパートナーシップを大切にしていきたい」と語った。

3者は1995年の阪神大震災以降、同センターの設置に協力して当たることにし、設置訓練などを行ってきた。2011年の東日本大震災以降、地域防災計画を見直す中で、3者の役割を画面上化する必要性が指摘されていた。

(高田 俊吾)

毎日 5/31

タウニクス 6/6

## 藤沢市 社協・FSVネットと協定 災害時の分担明確に

藤沢市と藤沢市社会福祉協議会(加藤正美会長)、藤沢災害救援ボランティアネットワーク(FSVネット・森井康夫理事長)は5月30日、災害時の拠点組織となる藤沢市災害救援ボランティアセンターの設置に関する協定書の締結式を行った。



左から森井理事長、鈴木市長、加藤会長

この協定は、災害時ににおけるボランティア活動などの役割分担を明確にし、必要な対応と円滑な活動を遂行することなどが目的。市では災害対策本部を設置した際、災害救援ボランティアの活動を調整する。鈴木恒夫藤沢市長は「市の防災力強化は多くの市民が期待していること。(社協やFSVネットとの)協力連携を大切に、藤沢をより良い街にしていきたい」と述べた。

長らは「被災地では、支援を効果的に受け入れる『受援力』も大事。協定により、実際の活動がしやすくなると期待している」と話している。【塚本泉】

## 藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定書

藤沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク（以下「丙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、必要な対応と円滑な活動を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、藤沢市地域防災計画に基づき、藤沢市災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」）及び藤沢市災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （支援センター等の設置）

第2条 甲は、藤沢市災害対策本部を設置し、災害救援ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙、丙と協議の上、支援センター及びセンターを設置し、乙、丙に対しセンター運営等の要請をするものとする。

2 センターは、藤沢市役所敷地内（藤沢市朝日町1-1）に設置する。ただし、当該施設が被災し、施設を使用できない場合、その他当該施設内にセンターを設置することが困難である場合には、甲はこれに代わる施設を確保するものとする。

3 甲は、センターのほか、各地区における活動拠点（以下「サテライトセンター」という。）を、乙、丙と協議し、必要とする地区の施設に設置する。なお、サテライトセンターの業務、運営等に関しては別に定める。

4 センターは、サテライトセンターの総合調整を行うものとする。

### （運営等の要請）

第3条 甲がこの協定に基づき、乙、丙に要請を行う場合は、書面又は電磁的方法により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日書面をもって対応するものとする。

2 乙、丙は、前項の要請を受けたときは、乙、丙で運営方法及び役割について確認し、センターを運営する。

### （支援センターの業務）

第4条 支援センターが実施する活動は次に掲げるとおりとする。

- (1) センター開設に向けた関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (2) センター開設後の活動支援及び資機材の調達に関すること。
- (3) 広報等を通じてボランティア募集や受入に関する情報を発信すること。



(センターの業務)

第5条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者相談窓口の設置と災害ボランティア派遣依頼の受付。
- (2) 災害ボランティアの受入及び活動のコーディネートに関する事。
- (3) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関する事。
- (4) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関する事。
- (5) その他、センターの運営にあたり必要と認められる事項

(主な役割分担)

第6条 甲は、主として支援センターの運営、センターの設置場所の確保及び資機材等の調達・提供に関する事とする。

2 乙は、主としてセンターの運営に係る関係機関との連絡調整及び資金管理業務等に関する事とする。

3 丙は、主としてセンターの運営、災害ボランティアのコーディネート及び派遣に関する事とする。

(情報の提供)

第7条 甲は、災害対策本部及び地区防災拠点と連携して、センターの運営に必要な情報の収集と提供に努める。

(費用負担)

第8条 第5条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則として甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(支援センター、センターの閉鎖)

第9条 甲は、支援センター、センターの閉鎖にあたっては、住民組織や関係団体などと慎重に合意形成を図りながら乙及び丙と閉鎖時期について協議し、センターの閉鎖を決定することとする。

2 支援センター、センターの閉鎖を決定した場合は、甲乙丙が共同して閉鎖することとし、当該活動について残務がある場合には、甲乙丙がそれぞれ引き継ぐものとする。

(平常時の協力)

第10条 甲乙丙は、災害時に迅速かつ円滑な連携協力体制がとれるよう、平常時から災害救援ボランティア活動について協働、連携し、災害救援ボランティア団体等との良好な関係の構築と災害救援ボランティア活動に関する支援に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙が協議して定めるものとするほか、細則については別途定める。

2 この協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定める。

(有効期間)

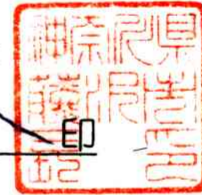
第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前まで甲乙丙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2014 年（平成 26 年）5 月 30 日

甲 藤沢市  
藤沢市長

鈴木恒夫



乙 社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会  
会長

加藤正美



丙 特定非営利活動法人  
藤沢災害救援ボランティアネットワーク  
理事長

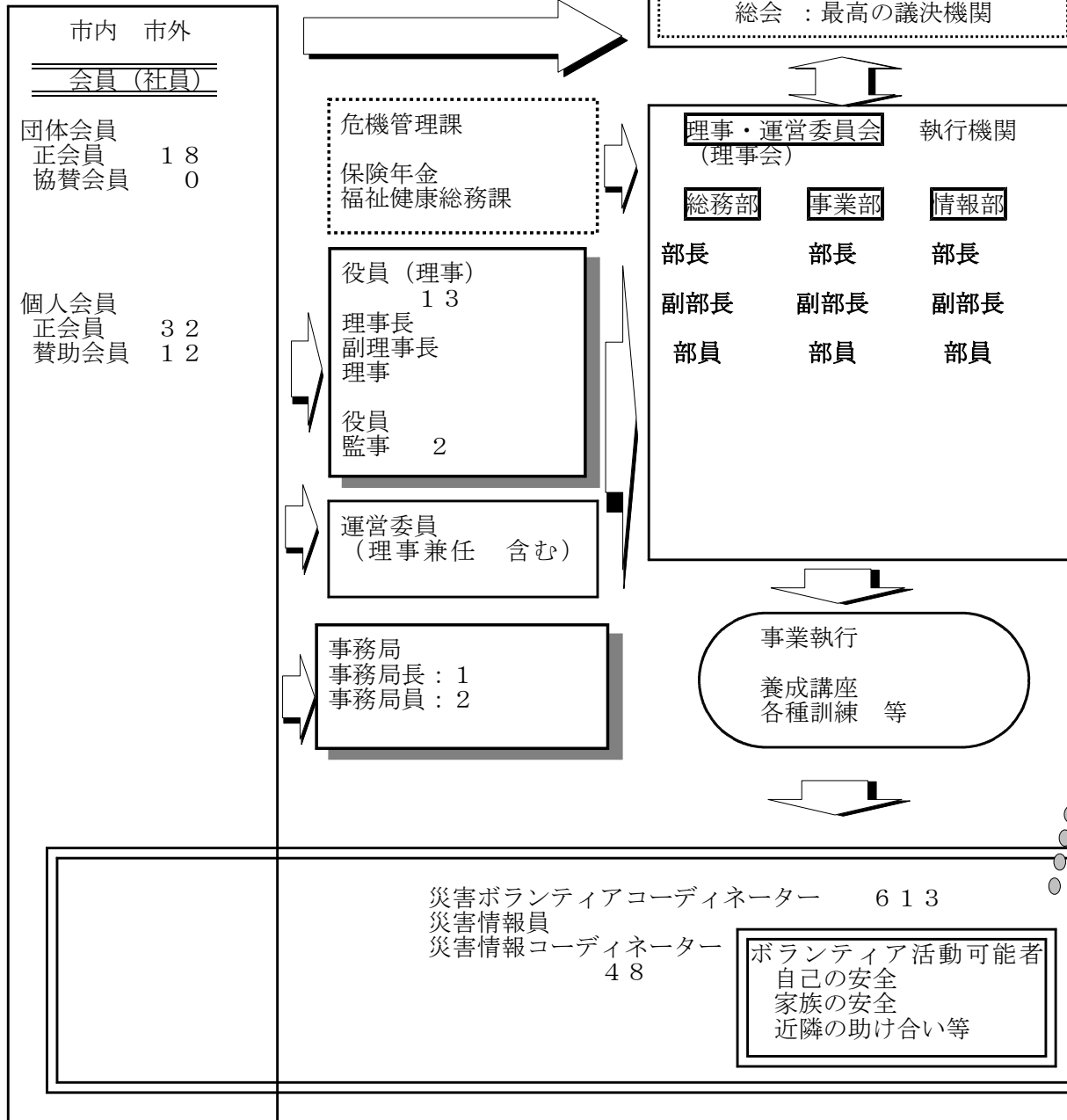
森井康夫



# 相互関連図

2023/7/03 現在

## 【平常時】



## 【災害時】

